

# 說 明 資 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

令和2年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数)	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和2年と平成22年との比較)	45

## 2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	46
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
第13表 民間における家族手当の支給状況	48
その1 家族手当の支給状況	48
その2 扶養家族の構成別支給月額	48
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49

3	労働経済関係資料		
	第15表 労働経済指標	.....	51
4	人事院勧告の概要	.....	53

# 1 県職員給与関係資料

## 令和2年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査時期

令和2年4月1日

### (3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和2年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,214人）、再任用職員（889人）及び臨時的任用職員（1,348人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

#### (4) 調査事項

##### ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

##### イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和2年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和2年4月分として支給された額である。

#### (5) 調査方法

県経営管理部 ICT推進局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

#### (6) その他

再任用職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和2年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,405 (6,403)	42.2 (42.2)	20.2 (20.2)	0.8 (0.8)	337,563 (337,829)	120 (121)	
研究職	341 (351)	42.7 (43.3)	19.8 (20.3)	0.9 (1.0)	391,550 (396,581)		
医療職(1)	23 (23)	44.8 (47.2)	20.3 (23.2)	0.6 (0.8)	466,244 (492,686)		
医療職(2)	286 (290)	39.7 (40.0)	16.7 (17.0)	0.7 (0.7)	336,969 (337,340)	2,037 (2,046)	
医療職(3)	112 (114)	40.7 (41.2)	18.1 (18.5)	0.2 (0.2)	336,031 (338,725)	464 (447)	
福祉職	105 (101)	38.5 (38.3)	15.9 (15.6)	0.9 (0.9)	323,890 (323,229)	39,599 (40,167)	
大学教育職	42 -	54.3 -	32.0 -	1.1 -	457,234 -		
高等学校等 教育職	6,594 (6,476)	43.2 (43.2)	20.4 (20.5)	0.8 (0.9)	369,395 (370,483)	3,752 (3,573)	13,360 (13,407)
中学校小学校 教育職	9,554 (9,353)	42.0 (42.3)	19.3 (19.6)	0.7 (0.7)	356,181 (358,390)	990 (978)	12,434 (12,480)
公安職	6,167 (6,167)	38.1 (38.1)	17.3 (17.3)	1.3 (1.3)	331,376 (329,678)	41 (49)	
全職	29,629 (29,278)	41.5 (41.6)	19.3 (19.4)	0.9 (0.9)	350,194 (350,677)	1,351 (1,300)	6,983 (6,952)

(注) 1 ( )内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特勤手当（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

## (令和2年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	令和2年4月 平成31年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,104 (9,434)	13,642 (13,703)	8,450 (8,418)	6,798 (6,552)	375,677 (376,057)	99.9	63,321 (63,847)	438,998 (439,904)
10,664 (11,325)	15,141 (15,326)	6,979 (6,308)	10,417 (9,605)	434,751 (439,145)	99.0	44,483 (47,161)	479,234 (486,306)
6,761 (10,261)	85,673 (92,248)	62,452 (73,604)	15,426 (12,909)	636,556 (681,708)	93.4	238,825 (222,596)	875,381 (904,304)
7,629 (7,460)	13,131 (12,971)	3,799 (3,747)	8,250 (8,170)	371,815 (371,734)	100.0	47,056 (43,488)	418,871 (415,222)
1,750 (1,868)	13,170 (13,660)	3,263 (3,206)	3,434 (4,600)	358,112 (362,506)	98.8	91,883 (68,062)	449,995 (430,568)
9,886 (10,356)	13,815 (13,829)		11,130 (10,112)	398,320 (397,693)	100.2	80,995 (96,339)	479,315 (494,032)
10,964 -	17,897 -	15,519 -	8,969 -	510,583 -		28,818 -	539,401 -
9,361 (9,681)	14,775 (14,818)	3,345 (3,363)	7,547 (7,448)	421,535 (422,773)	99.7	22,794 (31,227)	444,328 (454,000)
7,873 (8,170)	14,169 (14,269)	5,506 (5,658)	5,588 (5,492)	402,741 (405,437)	99.3	13,643 (18,568)	416,383 (424,005)
13,257 (12,975)	13,270 (13,226)	2,411 (2,411)	6,730 (6,687)	367,085 (365,026)	100.6	85,700 (93,968)	452,785 (458,994)
9,608 (9,808)	14,059 (14,106)	5,048 (5,083)	6,628 (6,502)	393,871 (394,428)	99.9	42,825 (48,363)	436,696 (442,791)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		119 (127)	48.1 (49.2)	29.8 (30.9)	0.9 (1.0)	327,287 (338,405)	2,532 (1,987)	
企 業 職		121 (120)	46.3 (45.6)	24.3 (23.7)	1.3 (1.3)	364,866 (360,259)		
静岡がんセンター	事 業 職	71 (65)	40.4 (40.4)	17.2 (17.2)	0.8 (0.7)	321,091 (322,873)		
	研 究 職	6 (6)	47.2 (46.2)	23.3 (22.3)	2.2 (2.2)	449,606 (438,551)		
	医 療 職 (1)	148 (150)	46.6 (45.8)	22.9 (22.1)	1.6 (1.6)	521,234 (514,745)		
	医 療 職 (2)	161 (149)	38.0 (37.9)	15.6 (15.4)	0.8 (0.8)	322,095 (320,405)		
	医 療 職 (3)	638 (616)	36.3 (35.8)	13.7 (13.3)	0.4 (0.4)	307,564 (303,787)	9,849 (9,812)	
	任期付企業研究員	7 (5)	64.1 (64.7)			464,909 (476,845)		
全 職		1,271 (1,238)	40.2 (40.0)	17.7 (17.6)	0.7 (0.7)	343,880 (342,727)	5,181 (5,086)	



扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	令和2年4月 平成31年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,996 (10,811)	13,082 (13,471)		3,229 (2,936)	356,126 (367,610)	96.9	25,953 (30,302)	382,079 (397,912)
14,066 (14,521)	14,323 (14,172)	8,192 (8,260)	3,746 (4,399)	405,193 (401,611)	100.9	61,264 (66,637)	466,457 (468,248)
8,662 (7,422)	12,361 (12,347)	4,332 (3,408)	6,513 (7,865)	352,959 (353,915)	99.7	98,590 (98,471)	451,549 (452,386)
23,583 (23,583)	17,508 (17,099)			490,697 (479,233)	102.4	84,046 (72,022)	574,743 (551,255)
17,771 (17,730)	87,421 (85,913)	7,378 (4,484)	6,645 (4,780)	640,449 (627,652)	102.0	689,960 (682,559)	1,330,409 (1,310,211)
8,404 (8,667)	12,287 (12,175)	1,605	6,022 (5,938)	350,413 (347,185)	100.9	73,427 (70,366)	423,840 (417,551)
4,264 (4,012)	11,933 (11,882)	841 (1,036)	8,375 (7,879)	342,826 (338,408)	101.3	73,643 (86,977)	416,469 (425,385)
	17,201 (17,642)			482,110 (494,487)	97.5	38,769 (62,871)	520,879 (557,358)
8,144 (8,208)	21,182 (21,345)	2,506 (2,038)	6,764 (6,355)	387,657 (385,759)	100.5	140,989 (149,789)	528,646 (535,548)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,405 (6,403)	21.6 (21.9)	4,890 (4,825)	76.4 (75.4)	156 (167)	2.4 (2.6)
研究職	341 (351)	1.2 (1.2)	333 (343)	97.7 (97.7)	2 (3)	0.5 (0.9)
医療職(1)	23 (23)	0.1 (0.1)	23 (23)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	286 (290)	1.0 (1.0)	274 (275)	95.8 (94.8)	12 (15)	4.2 (5.2)
医療職(3)	112 (114)	0.4 (0.4)	109 (110)	97.3 (96.5)	3 (4)	2.7 (3.5)
福祉職	105 (101)	0.3 (0.3)	98 (94)	93.3 (93.1)	2 (2)	1.9 (2.0)
大学教育職	42 -	0.1 -	40 -	95.2 -	2 -	4.8 -
高等学校等 教育職	6,594 (6,476)	22.3 (22.1)	6,311 (6,203)	95.7 (95.8)	223 (214)	3.4 (3.3)
中学校小学校 教育職	9,554 (9,353)	32.2 (31.9)	9,225 (9,060)	96.6 (96.9)	329 (293)	3.4 (3.1)
公安職	6,167 (6,167)	20.8 (21.1)	2,767 (2,755)	44.9 (44.7)	39 (41)	0.6 (0.7)
計	29,629 (29,278)	100.0 (100.0)	24,070 (23,688)	81.2 (80.9)	768 (739)	2.6 (2.5)

(注) ( ) 内は、前年の調査結果である。

## (令和2年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,328	20.7	31	0.5	4,291	67.0	2,114	33.0
(1,377)	(21.5)	(34)	(0.5)	(4,322)	(67.5)	(2,081)	(32.5)
6	1.8			272	79.8	69	20.2
(5)	(1.4)			(281)	(80.1)	(70)	(19.9)
				16	69.6	7	30.4
				(17)	(73.9)	(6)	(26.1)
				137	47.9	149	52.1
				(141)	(48.6)	(149)	(51.4)
				4	3.6	108	96.4
				(4)	(3.5)	(110)	(96.5)
5	4.8			53	50.5	52	49.5
(5)	(4.9)			(54)	(53.5)	(47)	(46.5)
				39	92.9	3	7.1
				-	-	-	-
59	0.9	1	0.0	3,761	57.0	2,833	43.0
(58)	(0.9)	(1)	(0.0)	(3,770)	(58.2)	(2,706)	(41.8)
				4,782	50.1	4,772	49.9
				(4,778)	(51.1)	(4,575)	(48.9)
3,361	54.5			5,599	90.8	568	9.2
(3,371)	(54.6)			(5,626)	(91.2)	(541)	(8.8)
4,759	16.1	32	0.1	18,954	64.0	10,675	36.0
(4,816)	(16.5)	(35)	(0.1)	(18,993)	(64.9)	(10,285)	(35.1)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			2							7
3			1							1
4			1							
5			7							1
6		2	6							
7			2							
8		25	14							
9	7	15	4						1	
10		4	19	1						
11		6	4							
12	5	164	23	2					1	
13	3	12	3	1					7	
14		15	76	2					14	
15		10	5						7	
16	5	152	12	5					6	
17	2	14	7						2	
18	4	22	20	5						
19	1	9	7						1	
20	5	46	33							
21	4	13	10						1	
22	2	105	72	5						
23		8	7	3						
24	7	40	31	13				1		
25	1	5	7	2				8		
26	1	59	60	16				10		
27	3	6	17	11	1			12		
28	11	6	38	13				15		
29	137	2	7	6		1		13		
30	7	3	59	22				7		
31	2	4	19	14			1	5		
32	141	5	20	27				23	1	
33	10	1	7	23				10	4	
34	5	3	57	20				21	3	
35	2		24	23				45	2	
36	150	2	25	26				8	1	
37	23	1	6	21				23	3	
38	14	2	35	15				16	2	
39	5	2	9	14				11		
40	8	2	21	32				10		
41	2		9	21	1			8		
42	3	2	15	22				2		
43	7		8	18		1		7		
44	13		7	55	4			5		
45			2	33	2			4		
46	1	1	7	22	1					
47	2	1	5	15	3	2				
48			2	61	1	1		1		
49	1	1	2	33	1	4		3		
50			2	53	6	20				
51		1		47	1	40				
52			2	33	4	18				
53			2	25	3	51	2			
54		1	3	39	11	45				
55			2	41	6	29				
56			4	22	8	37	1			
57		2	2	26	12	29	1			
58		2	1	48	9	10				
59		1	1	39	17	29	1			
60			5	28	10	20				
61			4	22	14	12				
62			3	37	10	18				
63			1	41	19	24				
64			1	23	17	21				

## (令和2年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65			4	26	21	25				
66			1	42	20	19				
67			3	39	33	30				
68				26	42	15				
69			2	30	31	8				
70				31	16	18				
71			1	35	24	19				
72				17	32	5				
73			1	15	24	10				
74			2	25	21	3				
75			2	51	27	3				
76				15	19	5				
77				16	28	2				
78			4	16	20	11				
79			3	23	18	2				
80			3	16	17	6				
81				8	17	4				
82			3	6	24	14				
83				20	17	10				
84				7	15	24				
85			1	9	25	232				
86			3	4	28					
87			2	11	15					
88			3	6	16					
89			3	8	18					
90			1	8	20					
91			3	19	25					
92			1	10	15					
93			4	4	92					
94				3	98					
95			1	7	25					
96			2	6	23					
97			2	6	71					
98				3	3					
99				6	2					
100				8						
101				29	2					
102										
103			2							
104			3							
105			2							
106										
107										
108										
109										
110			1							
111										
112										
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	594 ( 9.3)	777 ( 12.1)	948 ( 14.8)	1,737 ( 27.1)	1,105 ( 17.3)	877 ( 13.7)	231 ( 3.6)	87 ( 1.4)	40 ( 0.6)	9 ( 0.1)
									総計	6,405 ( 100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1			3			
2			1			
3			1			
4			3			
5		3				
6						
7						
8		3	2			
9		1	3			
10			1			
11						
12		5	2			
13		1	1	1		
14			1			
15						
16			4			
17		6				
18						
19		1	2			
20		8	5	1		
21		1	2			
22		1	1			
23						
24		5	4			
25			2			
26			5			
27					1	
28		2	5	1		
29		2	2			
30			1	3		
31		1	2	7	11	
32		5	2	1	1	
33		2		1	2	
34			1	2	2	
35				2	2	
36		7	1	2	1	
37			1			
38				1	2	
39			1		1	
40			1	3		
41		1		3		
42			1	5		
43				3		
44				1	1	
45				1		
46		1	2	3		
47				3	1	
48				2		
49				2		
50				1		
51				2		
52						
53						
54				4	1	
55				1		
56				1		
57				1		
58				4		
59				1		
60				4		
61				1		
62				3		
63				1	3	
64				3	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				3	1	
66				4	1	
67				3		
68				1		
69				4		
70				3		
71				2	1	
72				4		
73				90		
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		56 ( 16.4)	63 ( 18.5)	189 ( 55.4)	33 ( 9.7)	
					総計	341 ( 100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	4			1	
10					
11					
12	1				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22		1			
23					
24			1		
25		1			
26		2			
27				1	
28					
29	1				
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39				1	
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67				1	
68				1	
69				6	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	6 ( 26.1)	4 ( 17.4)	1 ( 4.3)	12 ( 52.2)	
				総計	23 ( 100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1				1			
2							
3							
4				2			
5		3					
6							
7					1		
8		1	1	4	1		
9		1					
10							
11		1		1			
12		3	12	1			
13			1				
14		1				1	
15		1	2	4	1	2	
16			5	1		2	
17		10			1	1	
18					2	3	
19					2	3	
20		8		7	1	2	
21		2	2		1	2	
22		1	1			2	
23		1			1		
24		7		1	2	1	
25				4	3	3	
26				2	1	2	
27			1		1	2	
28				4	2		1
29				2	4	3	2
30				1	2	1	1
31				3	1		8
32				4	1	1	1
33							
34					2	1	
35				1		1	2
36				3		2	1
37			1			1	3
38						3	1
39					1		1
40						2	
41						1	1
42						2	2
43						2	1
44						1	1
45							1
46					1	1	
47						1	
48						1	1
49						3	
50						1	
51						1	
52							
53						1	
54						1	
55						6	
56						2	
57						4	2
58						1	
59							
60						3	
61						2	6
62					1		
63						3	
64							
65						3	
66						1	
67						1	
68						2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						1	
70						2	
71						1	
72							
73						8	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		40 ( 14.0)	26 ( 9.1)	54 ( 18.9)	33 ( 11.5)	97 ( 33.9)	36 ( 12.6)
						総計	286 ( 100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4				1			
5							
6							
7							
8							
9							
10			1				
11							
12							
13				1			
14			4	1			
15		4					
16							
17							
18		5	1	2			
19							
20				1			
21							
22		6		3			
23		2					
24				1			
25							
26				1	1		
27							
28							
29							
30		5		3			
31		1		1			
32							
33							
34		3		2			
35							
36				1	1		
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43					1		
44							1
45						5	
46						1	
47					1		
48					2	1	
49							
50					1		
51					1		
52							
53						1	
54							
55							
56							
57					1		
58					2		
59					1		
60							
61							
62					1		
63							
64					1		
65							
66							
67					1		
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69					1		
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77						2	
78					2		
79					3		
80					1		
81							
82							
83							
84					1		
85							
86					2		
87							
88					1		
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95					3		
96							
97					22		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		26 ( 23.2)	6 ( 5.4)	18 ( 16.1)	51 ( 45.5)	10 ( 8.9)	1 ( 0.9)
						総計	112 ( 100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		3				
17						
18						
19						
20		3				
21						
22						
23						
24		7				
25	4					
26						
27						
28	4	2				
29	1					
30						
31						
32	3	3				
33						
34						
35						
36			1			
37			1			
38				1		
39						
40		2	1	1		
41						
42			2	1		
43						
44		1		2		
45		1	1	1		
46				2		
47			1			
48		1				
49				1		
50			2	2		
51		2	1	2		
52		1		2	1	
53					1	
54		1		2		
55				2		
56		3				
57						
58						
59		1		1		
60				1		
61					1	
62				3		
63					1	
64				1		
65					1	
66						
67						
68						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69				2		
70				1		
71						
72				1		
73						
74				1		
75				1		
76				1		
77				1		
78						
79				3		
80				2		
81					1	
82				1		
83				2		
84						
85						
86				1		
87						
88						
89				1		
90						
91				1		
92						
93				1		
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	12 ( 11.5)	31 ( 29.5)	10 ( 9.5)	46 ( 43.8)	6 ( 5.7)	
					総計	105 ( 100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				1
30				1
31				
32				
33				
34				2
35				1
36				13
37		2		
38				
39				
40		2		
41		1		
42		1		
43				
44				
45				
46				
47	1			
48				
49			1	
50				
51		1		
52				
53				
54		1		
55				
56				
57		1	1	
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70			1	
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93			1	
94				
95				
96				
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		3		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	1 ( 2.4)	12 ( 28.6)	10 ( 23.8)	19 ( 45.2)
			総計	42 ( 100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	88		
6				
7				
8	3	60		
9		30		
10		12		
11		1		
12		91		
13		24		
14		12		
15	3	11		
16	2	26		
17		33		
18	1	74		
19		6		1
20	1	34		1
21		27		
22	2	97		
23	1	10		
24	1	42		
25	1	29		
26	1	91		2
27	4	9		2
28	1	42		1
29	3	37		1
30	2	65		3
31	1	17		1
32	2	31		5
33	3	41		8
34		71		10
35	1	8		4
36	3	32		4
37	1	29		2
38	2	82		8
39		7		14
40	2	35		1
41		27		12
42	1	13		5
43		5		10
44	3	69		2
45	2	21		3
46	1	36		
47		17		1
48		15		
49	2	6		1
50	1	72		2
51	1	11		1
52		24		2
53	1	37		1
54	1	56		
55		16	1	
56	1	27	2	
57	2	34	4	
58	2	50	12	
59		3	17	
60	1	7	9	
61	1	11	3	
62	5	7	1	
63	3	21	6	
64		32	6	
65	2	45	20	
66	2	47	3	
67		20	2	
68		26	11	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
69	2	35	25	
70		56	9	
71		19	18	
72		27	18	
73	2	42	5	
74	3	11	14	
75		7	12	
76	3	5	2	
77	1	8	7	
78		13	7	
79	1	8	9	
80		56	2	
81	4	22	9	
82		43	8	
83	1	49	6	
84	2	51	3	
85	2	25	5	
86		30		
87		48		
88		54		
89		29		
90		42		
91	2	40		
92	2	51		
93	1	30		
94	1	42		
95		44		
96	1	60		
97		33		
98		38		
99	1	37		
100		62		
101		35		
102	1	45		
103		26		
104	1	50		
105	1	30		
106		43		
107		34		
108	1	62		
109	1	46		
110		44		
111		47		
112		55		
113		46		
114		45		
115		41		
116		16		
117	2	52		
118		24		
119	2	59		
120		50		
121		61		
122		32		
123		42		
124		37		
125		57		
126		28		
127		37		
128		43		
129		45		
130		24		
131	1	61		
132		52		
133	1	41		
134	2	57		
135		68		
136		49		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		86		
138		81		
139		88		
140		131		
141		92		
142		165		
143		198		
144		187		
145	1	110		
146	1	72		
147		64		
148		33		
149	1	43		
150				
151	1			
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	120 ( 1.8)	6,110 ( 92.7)	256 ( 3.9)	108 ( 1.6)
			総計	6,594 ( 100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		198			
18		1			
19		7			2
20		157			1
21		50			9
22		13			25
23		10			20
24		187			33
25		48			22
26		17			21
27		18			8
28		67			8
29		58			38
30		143			31
31		18			24
32		60			21
33		39			46
34		178			18
35		11			18
36		60			16
37		29			13
38		200			16
39		14			6
40		41			2
41		43			1
42		197			
43		18			
44		68			2
45		37			2
46		161			13
47		19			21
48		46			13
49		33			11
50		175			10
51		26			6
52		34			2
53		45			1
54		15			
55		10			
56		142			
57		30			
58		55			
59		39			
60		19			
61		12			
62		121			
63		17			
64		45			
65		46	1		
66		130			
67		15			
68		47			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		52	2		
70		122	1		
71		5		1	
72		8	2	5	
73		7	2	8	
74		17	1	59	
75		26	1	21	
76		50	3	9	
77		52	1	1	
78		111	4	3	
79		20	2	2	
80		37	3	74	
81		51	1	14	
82		102	1	7	
83		39	1	1	
84		42	5	58	
85		53	4	10	
86		16	7	3	
87		5	6	46	
88		6		3	
89		10	4	2	
90		5	5	39	
91		11	3	4	
92		13	6	4	
93		87	5	9	
94		26	4	14	
95		40	2	6	
96		42	3	12	
97		100	4	9	
98		30	5	15	
99		49		19	
100		44	1	12	
101		83	1	4	
102		34	1	9	
103		46		5	
104		51	1	4	
105		64		2	
106		24			
107		32			
108		51			
109		73	8		
110		24			
111		9			
112		2			
113		12			
114		1			
115		43			
116		43			
117		49			
118		36			
119		40			
120		34			
121		52			
122		32			
123		32			
124		45			
125		46			
126		30			
127		34			
128		38			
129		45			
130		35			
131		38			
132		46			
133		27			
134		52			
135		27			
136		44			



職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		41			
138		53			
139		34			
140		38			
141		31			
142		56			
143		36			
144		40			
145		35			
146		65			
147		40			
148		56			
149		70			
150		47			
151		65			
152		103			
153		74			
154		107			
155		133			
156		125			
157		154			
158		145			
159		245			
160		247			
161		178			
162		149			
163		75			
164		41			
165		57			
計		8,479 ( 88.7)	101 ( 1.1)	494 ( 5.2)	480 ( 5.0)
				総計	9,554 ( 100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5								1		
6										
7										
8										
9	90									
10		1	2							
11			1							
12	68	55		1		1				
13	10		1							
14	4	17	3							
15	2	4								
16	68	41	1							
17	5	89	1							
18	11	19	1		2					
19	7	13		1			1			
20	1	97	6	3			3			
21	2	6	3	1	2		1			
22		30	8	1						
23	1	23			3		2			
24	1	77	13	2	5		1			
25	4	15	4		2		1			
26		30	10	5	3		1			
27		16	6	3	1					
28		88	17	7	2		1			
29		6	2		1					
30	1	39	16	14	7	3	1			
31		22	2	2	7	1				
32		64	25	7	5	2	1			
33	1	13	6	4	8	2			15	
34		43	15	13	12	1			4	
35		10	5	4	9	2				
36		65	29	18	7		1		1	
37	1	12	8	12	17	2			2	
38		37	23	19	13	2	2			
39	1	16	10	10	9	2	1	1	3	
40		45	35	21	18	4	1			
41	1	18	4	3	10	2			2	
42		40	18	18	15		1			
43		24	11	15	9	2	2		1	
44		44	43	25	18	2	1	1		
45		21	14	21	18	1	2		1	
46		33	29	31	29	2	2			
47		15	8	15	23	2	2	16	1	
48		59	34	32	25	2	2	4		
49		12	12	18	11		3		6	
50		36	34	41	20	5	4	1		
51		15	12	24	19	2	2	1		
52		32	35	41	18	3	8	1		
53		18	11	31	20	5	9	6		
54		30	30	39	17	5	2	2		
55		14	11	37	11	4	15	5		
56		37	31	33	18	5	6			
57		12	11	43	14	2	3	1		
58		16	23	27	19	3	2			
59		14	9	26	14	1	9	3		
60		28	27	21	15	4	5			
61		13	16	22	14	1	12	3		
62		21	16	29	11	3	2			
63		13	14	31	18	3	11	1		
64		19	18	23	18	1	2			
65		8	10	21	11	1	4	14		
66		12	14	16	24	3	5			
67		6	6	22	13	4	4			
68		18	8	24	14	1	1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		6	8	19	18	3	3			
70		10	7	14	18	1	4			
71		2	7	14	14	2	1			
72		8	7	17	11	5	1			
73		4	9	13	13	2	5			
74		7	8	21	19	2				
75		4	3	16	11	1	2			
76		1	4	18	15	1	1			
77			9	17	9	2	3			
78			2	19	5	2	1			
79		1	1	12	12	1	1			
80			5	15	7	2	6			
81			7	10	20	1	1			
82			3	13	7	2	2			
83			2	6	7	1	2			
84			6	10	13	1	3			
85			4	5	11		100			
86			3	11	11	3				
87			2	14	7	1				
88			2	9	6	3				
89			1	10	6	13				
90			2	5	18	2				
91			3	6	9	3				
92			2	5	17	2				
93			3	5	15	89				
94			1	13	12					
95			2	3	12					
96			1	9	17					
97				8	14					
98				12	15					
99			1	5	17					
100				5	21					
101				4	249					
102				5						
103			1	4						
104				5						
105				6						
106				5						
107				3						
108				8						
109				5						
110				8						
111				3						
112				9						
113				9						
114				4						
115				4						
116				6						
117				7						
118				3						
119				7						
120			1	5						
121				8						
122				8						
123				10						
124				5						
125				103						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			2							
計	279 ( 4.5)	1,664 ( 27.0)	881 ( 14.3)	1,480 ( 24.0)	1,255 ( 20.3)	247 ( 4.0)	264 ( 4.3)	61 ( 1.0)	36 ( 0.6)	
									総計	6,167 ( 100.0)



第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	6				
19	6				
20	9				
21	17				
22	136	3		3	4
23	162	2		2	3
24	173	12	1	8	5
25	202	11	1	10	6
26	192	4	3	10	7
27	194	5		13	3
28	187	14		8	4
29	151	12		11	1
30	137	8		7	1
31	136	5		6	4
32	126	11	4	10	4
33	133	9		10	4
34	106	10		8	3
35	104	8		8	1
36	100	6	1	13	1
37	89	3		9	
38	100	6		12	
39	115	7		13	
40	145	11		6	3
41	145	10	1	8	2
42	120	6		5	1
43	144	2		4	2
44	133	12		7	4
45	188	6		3	3
46	195	10	1	9	1
47	215	10	1	10	3
48	210	11		5	4
49	203	12		7	1
50	236	10		7	1
51	215	11		8	5
52	228	17		10	4
53	212	12		5	5
54	241	9		4	3
55	206	10	1	6	4
56	201	13		5	5
57	214	15	1	6	5
58	200	13	3	6	4
59	172	5	1	4	1
60			1		
61			1		
62					
63			1		
64			1		
65					
66～69	1				
70歳以上					
計	6,405	341	23	286	112

## (令和2年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
				80	86
		4		79	89
		3		84	96
		2		84	103
3		78	177	147	551
5		103	227	155	659
2		139	264	151	755
5		157	307	159	858
2		171	298	153	840
7		176	290	152	840
3		161	298	174	849
3		151	260	198	787
1	1	150	263	178	746
2		160	261	198	772
2		174	236	206	773
3		120	232	205	716
4		110	231	205	677
3		135	239	210	708
1	2	136	224	213	697
3	1	157	219	190	671
4	1	142	195	194	654
3		155	195	192	680
3	3	140	197	194	702
2	1	160	171	189	689
4		158	167	177	638
4	1	170	150	163	640
4	1	166	166	148	641
1		192	183	135	711
3		202	203	127	751
5	1	224	206	156	831
5		185	202	122	744
4		158	201	94	680
1	1	170	236	101	763
3		182	306	92	822
3	1	181	304	97	845
1	2	198	296	87	818
1		265	319	108	950
2	1	254	354	133	971
1	1	238	343	115	922
1	3	252	341	93	931
1	3	263	356	124	973
		245	401	105	934
	3	2	8		14
	4		4		9
	5	1	4		10
	2	1	3		7
		1	2		4
	1	1	4		6
	3	1	9		14
			2		2
105	42	6,594	9,554	6,167	29,629

第5表 扶養親族数別職員数

(令和2年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
					人
1人	804	2,235	995	4,034	1,598
2人	930	2,358	1,224	4,512	1,830
3人	557	1,312	1,071	2,940	2,134
4人	126	364	355	845	761
5人	10	47	37	94	88
6人以上	3	2	4	9	9
計	2,430	6,318	3,686	12,434	6,420

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	49人
2種	局長	局長	機関の長	125人
3種	課長	課長	機関の長	341人
4種	課の参事	課の参事	機関の長、次長、参事	499人
5種			校長	305人
6種			校長、教頭	455人
7種			教頭	440人
8種			学校の部主事	85人
計				2,299人
受給者1人当たりの平均手当月額				円 65,059



第7表 住居手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区 分	任 命 権 者			
	知 事	教 委	警 察	計
受 給 者	人 1,360	人 4,036	人 1,589	人 6,985
手当月額 13,000 円以下の受給者	3	2	4	9
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者	477	1,962	595	3,034
30,000 円の受給者	880	2,072	990	3,942
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,418	円 27,768	円 28,588	円 28,081

配偶者等の居住 する借家・借間	受 給 者	人 8	人 2	人 7	人 17
	平 均 手 当 月 額	円 14,888	円 14,900	円 14,214	円 14,612

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,679	人 15,700	人 5,750	人 26,129
交通機関等のみ 利用者	2,409	611	866	3,886
交通用具のみ使用者	1,546	14,640	4,413	20,599
交通機関等・ 交通用具 併用者	724	449	471	1,644
非受給者	679	1,672	1,149	3,500
計	5,358	17,372	6,899	29,629
受給者1人当たりの 平均手当月額	円 23,324	円 10,067	円 14,428	円 13,401

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,693 人	193 人	3,886 人
	カバー率	95.0 %		
	平均運賃額	23,263 円	83,872 円	26,273 円
	平均手当月額	23,263 円	75,000 円	25,832 円
	充当率	100.0 %	89.4 %	98.3 %
交通用具 使用者	利用人員	20,599 人	0 人	20,599 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,663 円	— 円	8,663 円
	平均手当月額	8,663 円	— 円	8,663 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,449 人	195 人	1,644 人
	カバー率	88.1 %		
	平均所要額	39,060 円	86,952 円	44,741 円
	平均手当月額	39,060 円	75,480 円	43,380 円
	充当率	100.0 %	86.8 %	97.0 %
計	利用人員	25,741 人	388 人	26,129 人
	カバー率	98.5 %		
	平均所要額	12,468 円	85,420 円	13,552 円
	平均手当月額	12,468 円	75,241 円	13,401 円
	充当率	100.0 %	88.1 %	98.9 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

距離	使用区分		自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
	自 転 車					
			人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	618	131	1,357	2,106	2.0	
3 " 5 "	495	289	3,294	4,078	3.5	
5 " 10 "	172	353	6,212	6,737	6.8	
10 " 15 "	23	135	3,408	3,566	11.7	
15 " 20 "	5	61	1,935	2,001	16.8	
20 " 30 "	3	66	1,999	2,068	23.9	
30 " 40 "		18	945	963	33.6	
40 " 50 "		4	343	347	43.8	
50 " 60 "			169	169	54.4	
60km 以上のもの		1	207	208	71.6	
計	1,316	1,058	19,869	22,243	11.7	

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
376	84	1,236	1,696	242	47	121	410
385	204	3,088	3,677	110	85	206	401
147	303	6,032	6,482	25	50	180	255
21	125	3,376	3,522	2	10	32	44
4	61	1,922	1,987	1		13	14
3	66	1,977	2,046			22	22
	18	883	901			62	62
	4	203	207			140	140
		48	48			121	121
	1	32	33			175	175
936	866	18,797	20,599	380	192	1,072	1,644

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和2年職員給与等実態調査)

区 分	令和2年4月 (A)	平成22年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,407	5,474	△ 67	98.8
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,520	4,603	△ 83	98.2
うち医療職給料表関係	399	412	△ 13	96.8
教 育 委 員 会	17,436	24,160	△ 6,724	72.2
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,571	6,296	275	104.4
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	9,554	16,060	△ 6,506	59.5
警 察 本 部	6,905	6,779	126	101.9
うち公安職給料表関係	6,167	6,010	157	102.6
企 業 局	121	120	1	100.8
が ん セ ン タ ー 局	1,031	793	238	130.0
計	30,900	37,326	△ 6,426	82.8

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、  
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和2年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	217			197	1	1	2	3	5	4	4
医療職給料表(2)	13				13						
医療職給料表(3)	5				5						
高等学校等教育職給料表	279	11	264	4							
中学校小学校教育職給料表	375		375								
行政職給料表(2)	51	1	50								
合計	940										
60歳	333										
61歳	267										
62歳	159										
63歳	102										
64歳	79										

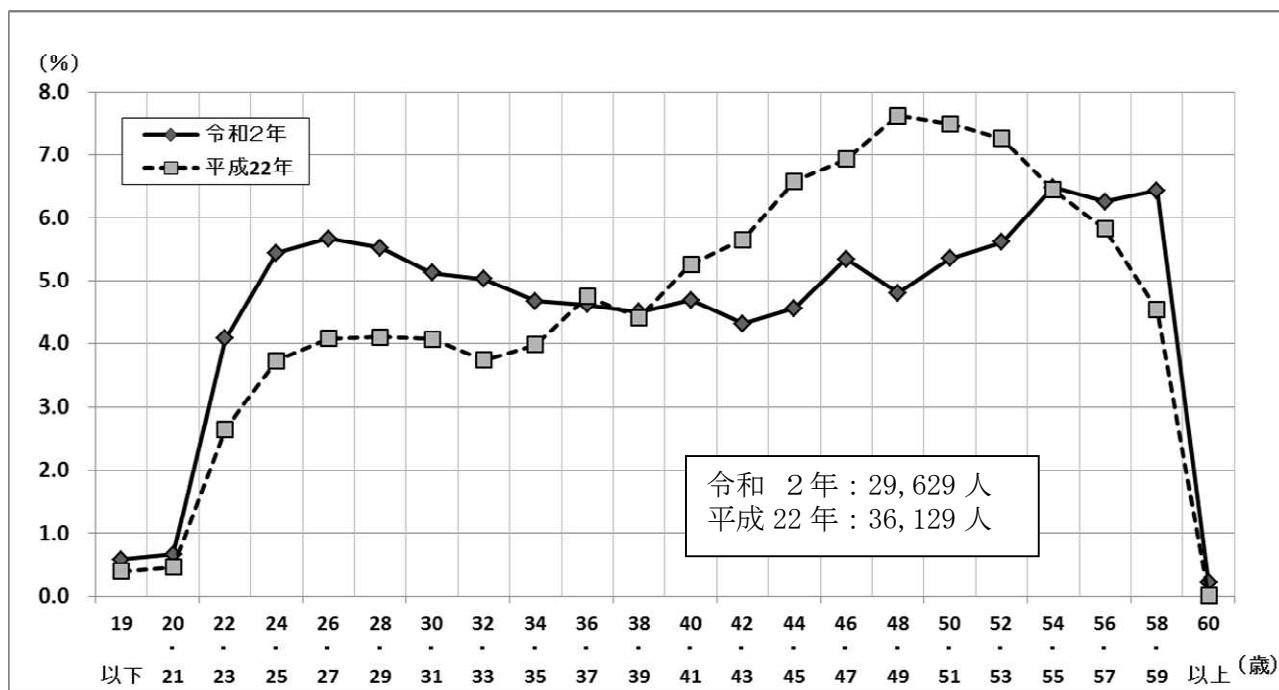
(注) 該当人員のいる給料表、級のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
行政職給料表	46			40	6	
医療職給料表(3)	1				1	
高等学校等教育職給料表	278	1	277			
中学校小学校教育職給料表	42		42			
公安職給料表	54				43	11
行政職給料表(2)	3	3				
合計	424					
60歳	54					
61歳	64					
62歳	108					
63歳	105					
64歳	93					

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和2年と平成22年との比較）

（令和2年職員給与等実態調査）





## 2 民間給与関係資料

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査の内容等

##### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

(ア) 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

(イ) 民間企業における給与改定の状況等

(ウ) 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

(エ) 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(ア)及び(イ)に関する調査である。

##### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア(ア)及び(イ)に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

・ ア(ア)及び(イ)に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)

・ ア(ウ)及び(エ)に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

#### (3) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

#### (4) 調査の範囲等

##### ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,685事業所

本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種及びその他の職種 32 職種の合計 54 職種

ウ 標本事業所の抽出

アに記載した事業所を組織、規模及び産業により 32 層（静岡市 9 層、浜松市 9 層、政令市以外 14 層）に区分し、各層から 449 事業所を無作為に抽出して、調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

エ 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 382	事業所 69	事業所 34	事業所 56	事業所 160	事業所 63	事業所 9,465	事業所 1,673	事業所 1,152	事業所 1,136	事業所 3,900	事業所 1,604
農業、林業、漁業	2	0	0	0	1	1	35	2	0	0	19	14
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	7	2	0	1	1	3	763	120	91	80	255	217
製造業	212	34	26	34	85	33	4,140	521	496	506	1,900	717
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	63	11	4	5	33	10	1,666	324	240	187	651	264
卸売業、小売業	28	6	1	3	16	2	786	100	122	134	343	87
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	20	5	2	7	6	0	420	180	71	54	96	19
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	50	11	1	6	18	14	1,655	426	132	175	636	286

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が 8 所、調査不能の事業所が 59 所あった。
- 2 調査対象事業所 449 所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所 8 所を除いた 441 所に占める調査完了事業所 382 所の割合（調査完了率）は、86.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

	家族手当制度がある		家族手当制度がない
		配偶者に家族手当を支給する	
静岡県	84.8%	(82.2%)	15.2%
全 国	75.9%	(79.1%)	24.1%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(令和2年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	静 岡 県	全 国
配偶者のみ	12,902 円	12,711 円
配偶者と子1人	19,027 円	19,454 円
配偶者と子2人	24,541 円	25,778 円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

第 14 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

企業規模		係 員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計	54.2	45.8	47.6	52.4	45.5	54.5
	500 人以上	62.2	37.8	48.3	51.7	46.0	54.0
	100 人以上 500 人未満	47.6	52.4	45.1	54.9	43.8	56.2
	50 人以上 100 人未満	50.9	49.1	52.0	48.0	48.7	51.3
全国	規模計	51.8	48.2	48.3	51.7	47.1	52.9
	500 人以上	54.9	45.1	47.3	52.7	46.0	54.0
	100 人以上 500 人未満	50.7	49.3	47.3	52.7	46.2	53.8
	50 人以上 100 人未満	52.0	48.0	50.4	49.6	49.3	50.7



### 3 労働経済関係資料

第15表 労働経済指標

項 目				年 月		平成	令和			
				31年	元年	4月	5月	6月	7月	8月
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	277,509	275,771	277,813	278,065	277,762	
				前年同月比 (%)	0.0	1.3	0.6	1.0	0.2	
			うち 所定内給与	金 額 (円)	249,523	248,630	250,909	251,368	251,033	
				前年同月比 (%)	△ 0.2	0.6	0.4	0.9	△ 0.2	
			一般労働者	金 額 (円)	298,329	297,516	299,223	298,593	298,666	
				前年同月比 (%)※	△ 0.7	0.0	0.0	△ 0.0	△ 1.1	
			うち 所定外給与	金 額 (円)	27,986	27,141	26,904	26,697	26,729	
				前年同月比 (%)※	1.9	8.9	2.8	2.0	2.5	
			一般労働者	金 額 (円)	35,875	34,610	34,502	34,031	34,223	
				前年同月比 (%)※	1.7	7.7	2.9	1.3	2.4	
			全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936
					前年同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1
		うち 所定内給与		金 額 (円)	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	
				前年同月比 (%)	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2	
		一般労働者		金 額 (円)	330,833	325,220	328,652	328,509	328,183	
				前年同月比 (%)	0.8	0.8	0.5	0.6	0.7	
		うち 所定外給与	金 額 (円)	26,139	25,334	25,219	24,816	24,657		
			前年同月比 (%)	0.1	3.0	0.8	△ 0.7	△ 0.2		
一般労働者	金 額 (円)	33,534	32,346	32,302	31,883	31,620				
	前年同月比 (%)	0.7	3.6	1.4	0.1	0.6				
物 価	消費者物価 指数 (総務省統計局) (H27=100)	静岡市	前年同月比 (%)	0.4	0.1	0.1	0.0	△ 0.2		
		浜松市	前年同月比 (%)	0.6	0.4	0.4	0.2	△ 0.1		
		全 国	前年同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3		
	国内企業物価指数 (日本銀行) (平成27年=100)			前年同月比 (%)	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)		152.8	143.9	150.6	153.6	146.4	
			うち所定外労働時間数(時間)		13.5	12.3	12.0	12.4	12.3	
	全国	全国	総実労働時間数(時間)		148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	
			うち所定外労働時間数(時間)		13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	
雇 用・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.62	1.58	1.57	1.56	1.56		
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59		
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平均 (%)	1.9			2.0			
		全 国	月 別 (%)	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3		

(注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 賃金の前年同月比(%)は、指数(平成27年=100)によるものである。ただし、※欄は実数値比による。  
 3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9月	10月	11月	12月	令和 2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
277,617	281,070	281,463	280,079	280,110	277,930	282,472	279,804	263,856	271,868
2.1	2.4	1.9	1.4	3.5	1.6	4.1	0.8	△ 4.3	△ 2.2
251,480	253,318	253,054	252,948	253,411	251,183	255,407	256,499	246,972	254,103
2.2	2.4	1.5	1.6	4.0	2.0	4.6	2.8	△ 0.6	1.3
300,503	302,747	302,156	301,295	301,167	299,296	304,920	305,054	295,476	302,173
1.4	1.7	1.0	0.4	1.6	0.5	3.9	2.3	△ 0.7	1.0
26,137	27,752	28,409	27,131	26,699	26,747	27,065	23,305	16,884	17,165
2.0	3.0	5.2	0.3	△ 0.2	△ 1.6	△ 0.5	△ 16.7	△ 37.8	△ 36.2
33,590	35,671	36,596	34,795	34,040	34,653	35,137	30,126	21,772	22,792
2.1	2.9	5.9	0.1	△ 2.4	△ 1.9	△ 0.1	△ 16.0	△ 37.1	△ 33.9
295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291	291,040
0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2
271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674	272,318
0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
329,297	330,798	329,255	329,532	327,105	327,213	328,648	330,414	324,585	327,790
0.7	0.7	0.5	0.7	0.6	0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
24,172	25,427	25,816	25,290	24,035	24,499	24,379	22,753	18,617	18,722
△ 0.5	△ 1.2	△ 2.6	△ 3.1	△ 3.1	△ 2.9	△ 4.9	△ 13.0	△ 26.5	△ 25.8
31,029	32,679	33,251	32,504	30,913	31,651	31,524	29,214	23,734	23,861
0.3	△ 0.6	△ 1.9	△ 2.2	△ 3.0	△ 3.0	△ 4.7	△ 12.9	△ 26.6	△ 26.1
△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.7	0.6	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
△ 0.2	△ 0.2	0.4	0.6	0.6	0.2	0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.2
0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
147.1	149.3	151.3	149.2	140.5	143.4	146.2	147.8	124.0	139.7
12.5	12.5	12.5	12.4	12.2	12.5	12.5	10.5	7.6	8.2
142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
1.54	1.51	1.47	1.47	1.38	1.27	1.22	1.17	1.06	0.96
1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
		1.9			2.0			2.1	
2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8

## 4 人事院勧告の概要

<勧告日 令和2年10月7日>

### 【給与勧告の骨子】

#### ○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）  
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約 12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率 80.3%）  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

##### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

##### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定  
行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]



## 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画や SNS を活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年 11 月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年 6 月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討